

化学物質の管理と環境保全のための

# PRTTRについて

Pollutant Release and Transfer Register

P  
Pollutant

R  
Release  
and

T  
Transfer

R  
Register

## 「化学物質は、どこから、どれだけ環境に出ているのだろうか？」 PRTRでそれを知ることができます。

### 私たちの生活と化学物質

私たちの身の回りには、金属や化学物質から作られたさまざまな製品があり、私たちの生活になくてはならないものになっています。これらの製品やその原材料を作る際にも、使う際にも、さらにはそれらの製品が廃棄物となったものを処理する際にも、さまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されています。



### 化学物質は、どこから、どれだけ環境に排出されているのだろうか？

それでは、化学物質はどこから、どれだけ環境に排出されているのでしょうか。

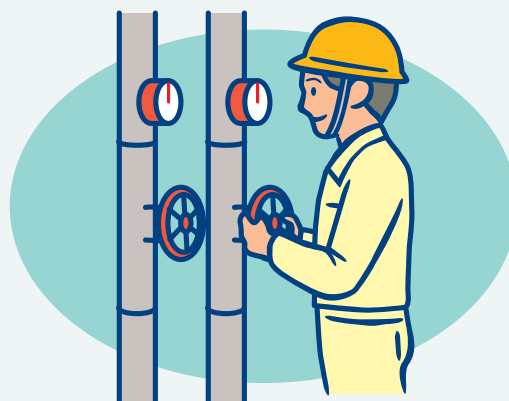
これまで、人の健康や生活環境に被害をもたらすような有害な化学物質の排出については、法律によって規制が行われてきました。

しかし、化学物質の中には、動物実験などで有害な性質がわかったとしても、それが環境へ排出されたときに人の健康や生態系にどのような影響を及ぼすのか、まだよく分かっていないものが少なくありません。

また、化学物質を取り扱う事業活動を行っていても、保管タンクやパイプの継ぎ目からの漏れ、あるいは塗装中の溶剤の蒸発などについて、化学物質を環境に排出しているという考え方はしてきていませんでした。

そのため、どんな化学物質がどこからどれだけ大気や水域などに排出されているのか、ということに答えられるだけの情報は、事業者も行政も持っていませんでした。

その情報を把握するための仕組みがPRTRです。

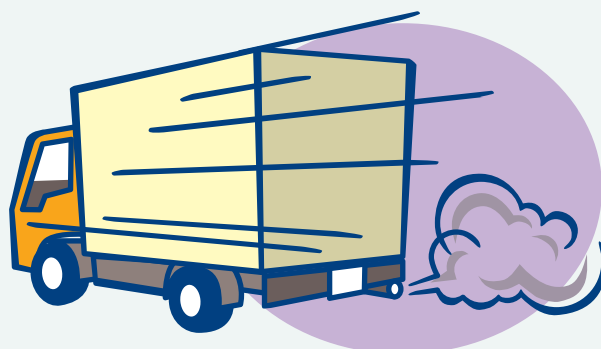


### PRTRとは？

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Registerの略称です。これは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。国は、そのデータを集計し、また、家庭や農地、自動車などから環境に排出されている対象化学物質の量を推計して、2つ

のデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。



「化学物質をしっかりと管理して、環境問題が起きないようにしよう。」  
PRTRはさまざまな効果が期待できる仕組みです。

PRTRは化学物質の管理の改善と環境の保全上の支障を未然に防止するための仕組みです。

事業者は、環境への排出が規制されている化学物質を含め、さまざまな化学物質について、環境への排出口に限らないさまざまな箇所からの排出量を自ら把握し、行政に届け出ることになります。そのような把握を通じて、また、同業他社等のデータと比較することにより、化学物質の自主的な管理の改善を進めることができ、ムダな排出を抑え、原材料の節約などを行えます。

国や地方公共団体は、PRTRのデータを環境保全施策、化学物質管理施策の基礎的なデータとして用いることができます。例えば、化学物質対策の優先づけや対策の進捗状況の把握に、また国や地域レベルでの環境リスクの評価などに活用することができます。

国民は、化学物質の排出の現状や環境リスクに関する理解を深め、行政や事業者が有する情報の提供を求めたり、自ら有害性のある化学物質の使用を削減したりすることもできます。

このように、PRTRは、事業者や行政はもちろんのこと、国民のみなさんにも役に立つ情報やその活用の方途を提供してくれます。

### PRTRのデータをどう読むか

PRTRで公表される物質名や排出量を見て、人の健康や生態系への影響を心配する方がいらっしゃるかもしれませんが、排出量の多さだけで問題があるかどうかは一概には言えません。

環境に存在している化学物質が人の健康や生態系に悪影響を与える状況にあるかどうかは、PRTRで得られる排出量のデータに加え、環境中の存在状況、環境中で

の分解性や挙動、物質固有の有害性など、さまざまなデータを併せて解析する必要があります。

PRTRのデータを利用しながら、化学物質による環境リスクの評価を進めるとともに、化学物質の性質やその管理について、さらに科学的知見を充実したり、理解を深めていくことも重要です。



# 日本でもPRTRがはじまりました。

日本では、環境省が平成9年から一部の地域でパイロット事業を実施してきました。また、産業界でも、経済産業省の支援を受けつつ、自主的な排出量の調査等の取り組みが進められてきました。

こういった経験を踏まえ、経済産業省と環境省はPRTR制度を盛り込んだ法律案を作りました。国会での審議の結果、「特定化学物質の環境への排出量の把握等

及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、化管法)が、平成11年7月に公布され、平成13年4月から事業者による排出量等の把握、平成14年4月から、その届出が始まり、平成15年3月には、届出外排出量の推計結果とあわせて、その集計結果を公表しました。

## 法律の目的

化学物質排出把握管理促進法は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的

な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されました。

## PRTR制度の概要

### PRTRの対象となる化学物質

この法律は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の性状を有する化学物質を対象としています。具体的には、有害性についての国際的な評価や物質の生産量などを踏まえ、環境中に広く存在すると認められる「第一種指定化学物質」として354物質、第一種ほどは存在していないと見込まれる「第二種指定化学物質」として81物質が指定されています。

これらのうち、PRTRの対象は、第一種指定化学物質とそれを含む製品です。

### PRTRの対象となる事業者

PRTRの対象となる化学物質を製造したり、原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や、環境へ排出することが見込まれる事業者のうち、一定の業種や要件に該当するものが対象となり、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量との届出が義務付けられています。業種や要件(対象化学物質の取扱量や常用雇用者数など)は、対象化学物質と同様、政令で指定されています。

### 事業者による化学物質の管理の改善の促進

事業者は、国が定める技術的な指針(化学物質管理指針)に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、その環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえよう努めます。

### PRTRによる排出量などのデータの届出、集計、公表

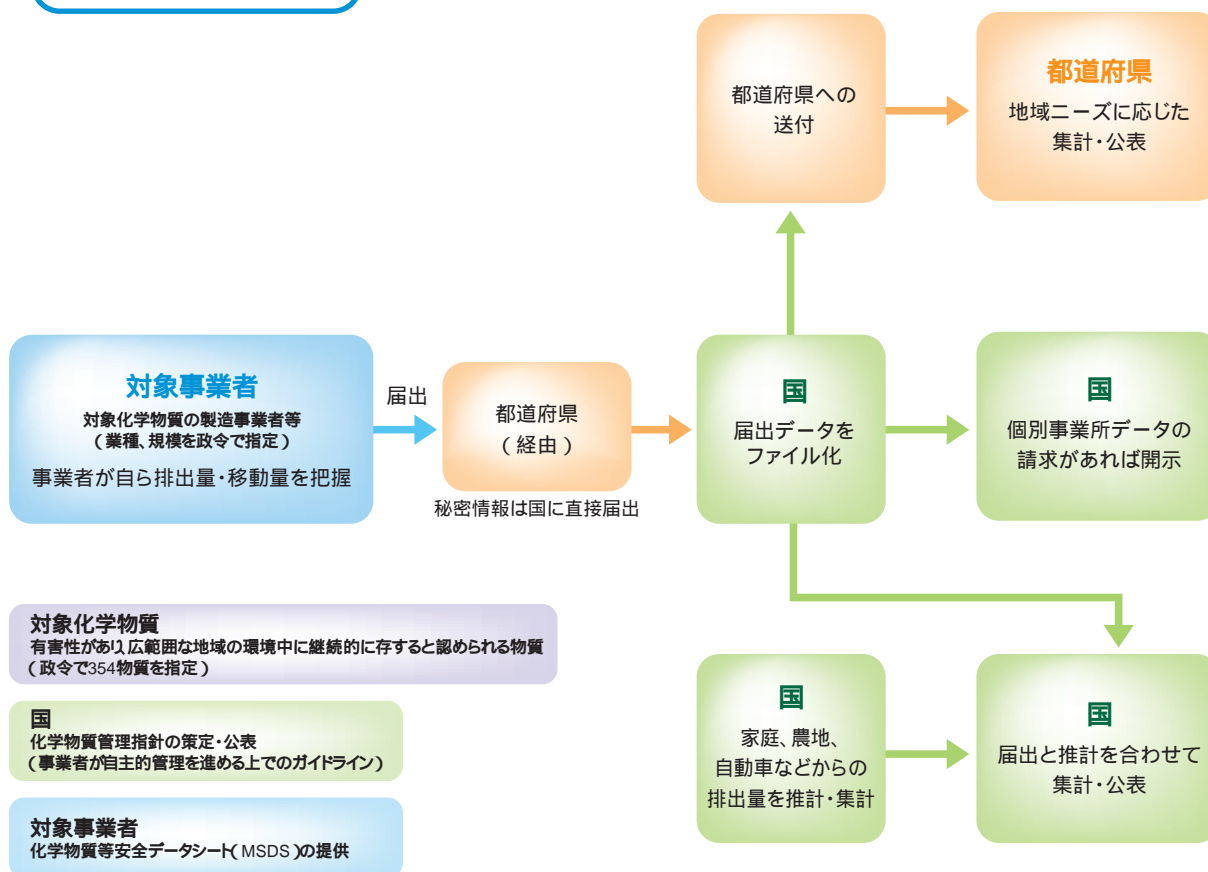
- (1) 対象事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれての移動量とを事業所ごとに把握(国が手法を示します)し、都道府県を経由して、国に届け出ます。(ただし、秘密情報にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。秘密情報であるか否かは審査基準に基づき国で判断されます。)
- (2) 国は、届け出されたデータを、秘密情報を保護しながら、コンピュータ処理が可能なように電子ファイル化し、物質別、業種別、地域別などに集計し、公表します。
- (3) 国は、家庭、農地、自動車などからの排出量を推計して集計し、(2)の結果と併せて公表します。
- (4) 国は、請求があれば、電子ファイル化された個別事業所ごとの情報を開示します。
- (5) 電子ファイル化された情報は、国から都道府県に提供されます。都道府県は地域のニーズに応じて、独自に集計、公表することができます。

### 国による調査の実施

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

# PRTRはこのように進められます。

## PRTRデータのフロー



化学物質排出把握管理促進法では、  
さらに国や地方公共団体が支援措置に努めるよう定めています。

化学物質の有害性などの科学的知見の充実  
化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用  
の促進  
事業者に対する技術的な助言

化学物質の排出や管理の状況などについての国民理  
解の増進  
や のための人材育成

## 化学物質等安全データシート (MSDS: Material Safety Data Sheet)

化学物質の管理をきちんとしていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を知っておく必要があります。化学物質等安全データシート(MSDS)とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化

学物質に関する情報を提供するためのものです。化学物質排出把握管理促進法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む製品について、このMSDSを提供することが義務化されています。詳しくは、経済産業省のホームページ(裏表紙を参照)をご覧ください。

# このような事業者の方がPRTRの届出を行う必要があります。

## 対象となる事業者の要件

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者( 第一種指定化学物質等取扱事業者 )は、以下の ~ の3つの要件をすべて満たす事業者です。

### 対象業種

次ページに示す23業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者

### 従業員数

常用雇用者数21人以上の事業者

### 取扱量等

次のうちいずれかに該当すること

a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者( 対象物質の中には化合物の中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。〔b〕についても同じ )

b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者

c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者

d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者

e) ごみ処分量または産業廃棄物処分量( 特別管理産業廃棄物処分量を含む。 )を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者

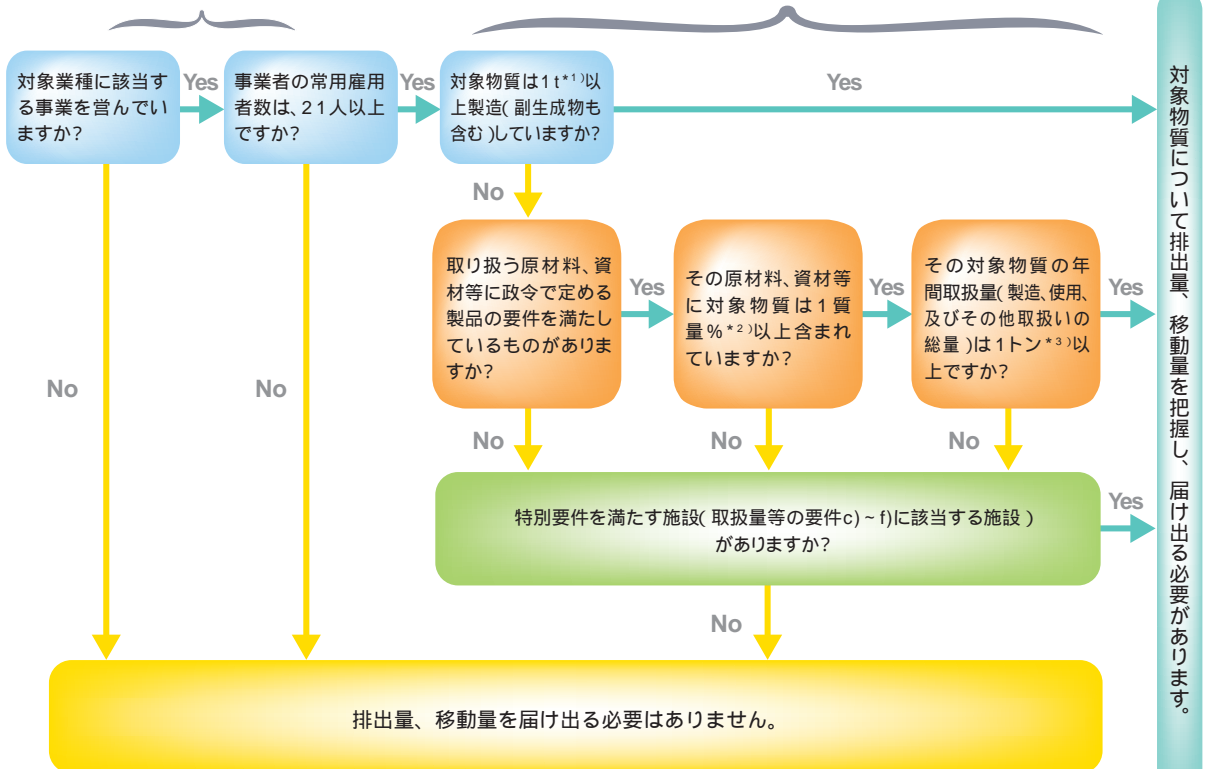
f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

具体的には下のフロー図に従って排出量・移動量の届出の必要があるかどうかを判断してください。

## 判定フロー

事業者全体で判断してください。

個々の事業所ごとに判断してください。



\*1 政令で定める特定第一種指定化学物質...0.5トン  
 \*2 政令で定める特定第一種指定化学物質...0.1質量%  
 \*3 政令で定める特定第一種指定化学物質...0.5トン

## 対象化学物質について

届出の対象となる「第一種指定化学物質」は全部で354物質あり、そのうち、届出対象となる要件(取扱量及び製品中の含有率)が異なる「特定第一種指定化学物質」は12物質あります。これら対象化学物質の名称等につきましては、15ページを参照してください。

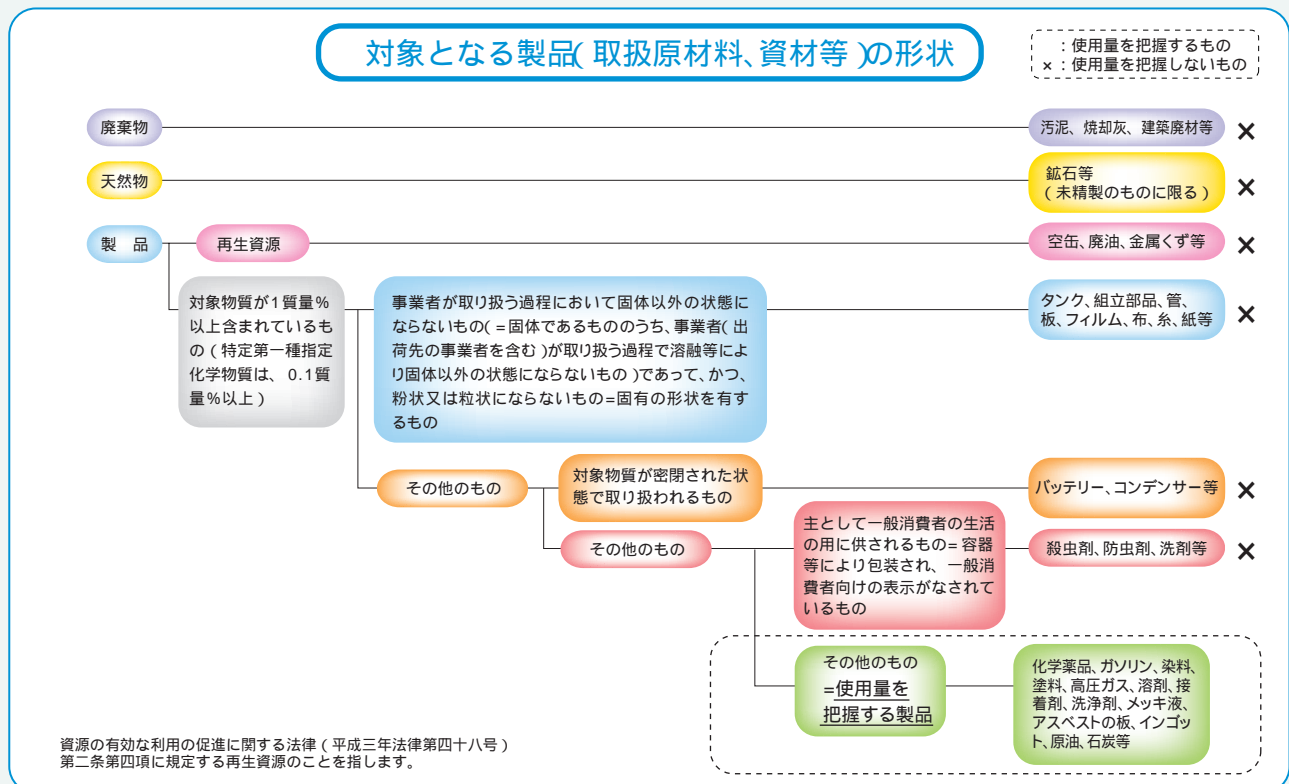
## 対象業種について

対象となる事業者の要件のうち対象業種は以下に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。

金属鉱業 原油・天然ガス鉱業 製造業(全業種) 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 衣服・その他の繊維製品製造業 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 出版・印刷・同関連産業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業	金属製品製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 精密機械器具製造業 武器製造業 その他の製造業 電気業 ガス業 熱供給業 下水道業 鉄道業 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る) 石油卸売業 鉄スクラップ卸売業*) 自動車卸売業*) *)自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る	燃料小売業 洗濯業 写真業 自動車整備業 機械修理業 商品検査業 計量証明業(一般計量証明業を除く) ごみ処分量 産業廃棄物処分量(特別管理産業廃棄物処分量を含む) 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く) 自然科学研究所 公務は、その行う業務の外形に着目して業種の分類を行い、結果として分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象と整理。
---	--	--

## 年間取扱量の把握対象となる製品

年間取扱量を把握する際には、事業所で取り扱う製品(取扱原材料、資材等)のうち下の一番右の欄に がついている製品に含まれる(特定)第一種指定化学物質の量を合計します。



# PRTR届出対象事業者の方へ

## 排出量・移動量の把握

6ページの「判定フロー図」に従い、届出の要否を判定して、届出が必要な場合は、排出量・移動量を把握(算出)してください。

### 算出の方法

次の方法により排出量・移動量を算出してください。この際、物質群として指定されている第一種指定化学物質については、当該元素(無機シアン化合物についてはシアン)量に換算した量を第一種指定化学物質の排出量・移動量とし、ダイオキシン類については、TEQ換算量(2,3,7,8-ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した量)を第一種指定化学物質の排出量・移動量とします。

#### 物質収支を用いる方法

製造量、使用量等の取扱量の合計と、製品としての搬出量や廃棄物に含まれての移動量等との差により算出する方法

#### 実測値を用いる方法

排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する方法

#### 排出係数を用いる方法

製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる数式(排出係数あるいは排出原単位)との積により算出する方法

#### 物性値を用いる方法

蒸気圧、溶解度等の物理化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合において、その数値と排ガス量又は排水量とを用いて算出する方法

#### その他の確に算出できると認められる方法

～のほか、経験式、経験値等の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合は、その方法

\*具体的な算出方法については、「PRTR排出量等算出マニュアル」又は、経済産業省・環境省のホームページをご参照ください。

### 排出量の区分

排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握してください。

#### 大気への排出

#### 公共用水域への排出

当該事業所における土壌への排出(埋立処分によるものを除く)

当該事業所における埋立処分

### 移動量の区分

移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握してください。

#### 下水道への移動

当該事業所の外への移動(によるものを除く)

## 届出

上記に基づき把握を行った排出量・移動量について、把握を行った翌年度の4月1日～6月30日の間に、届出書を提出してください。

### 届出事項

次の事項を届け出てください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
 事業所の名称及び所在地  
 事業所において常時使用される従業員の数  
 事業所において行われる事業が属する業種  
 排出量・移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに把握した区分ごとの排出量・移動量

### 届出書の作成・提出方法及び提出書類

届出書の作成・提出方法は、次の3つの方法から選ぶことができます。

#### 書面

磁気ディスク（フロッピーディスク等）  
 電子情報処理組織（インターネット又はダイヤルアップによる電子届出）

届出書の記入方法等については、経済産業省・環境省ホームページ（裏表紙参照）に掲載の「PRTR届出書記入要領」をご覧ください。

なお、同ホームページには、届出書（届出用ファイル）を作成するための支援プログラムも掲載されていますので、こちらもご利用ください。

### 届出先（書面・磁気ディスクによる届出の場合）

届出書は、届出対象事業所が所在する都道府県のPRTR担当窓口へ提出していただきます。

実際の届出先については、都道府県によって出先機関、政令指定都市等としている場合がありますので14ページの担当窓口にお問い合わせください。

なお、届出書のあて先は、事業所において行われる事業を所管する大臣となり、届出対象事業所が2種類以上の事業を行っている場合には、主たる事業を所管する大臣となります。

### 届出書様式（上；本紙・下；別紙）

様式第1（第5条関係）  
 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事） 殿

届出者 住所 〒  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業所の名称	
	種別記号	
事業所	事業所の名称	
	種別記号	
所在地	〒	都道府県 市区町村
	事業所において常時使用される従業員の数	
事業所において行われる事業が属する業種	業種名	業種コード
	業種名	
第一種指定化学物質の別名及び形態等	別名	国際番号1～
	形態	のとり方
届出者	氏名	姓
	職名	
届出年月	年 月 日	届出番号

備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。  
 2 届出の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年暮りに事業を開始した事業所においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。  
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を欄に記載し、以下の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄に記載する業種の欄に記載すること。また、業種コードの欄には、業種に該当する日本標準産業分類における4位数番号を記載すること。  
 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。  
 6 業種の欄には、記載しないこと。  
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。また、表紙コードの欄（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、併記することに加えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに届出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	第一種指定化学物質のり番号	単位（該当するものにのみ記入すること）	1. kg	2. t	3. t
排出量	イ 工場内での排出				
排出量	ロ 公共用水域への排出	種別記号			
	ハ 当該事業所における土壌への排出	種別記号			
	ニ 当該事業所における埋立処分	種別記号			
移動量	イ 工場内での移動	種別記号			
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）	種別記号			

備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。  
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。  
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の番号の欄には、国際番号1～7に記される名称（当該業種に該当する業種）を記載すること。また、業種コードの欄には、業種に該当する日本標準産業分類における4位数番号を記載すること。  
 4 届出及び移動量の単位は、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。  
 5 届出量及び移動量の若し数字は2桁とする。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については、届出量又は移動量が10未満の場合、0の整数以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。  
 6 公共用水域への排出がある場合は、排出先の河川、湖沼、海浜等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。  
 7 業種の欄には、記載しないこと。

## PRTRでわかること

### 排出量・移動量等の集計結果に関する情報

事業者から届け出られた化学物質の排出量・移動量についてのデータは、化学物質別、業種別、都道府県別などの切り口で集計されます。

また、事業者から届け出られた化学物質の排出量以外の排出量については、国が次の事項ごとに算出(推計)し、集計されます。

対象業種の事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの

対象業種以外の業種の事業者からの排出量

家庭からの排出量

移動体(自動車、二輪車等)からの排出量

これらの集計結果は経済産業省と環境省でとりまとめ、公表を行います。(公表結果の概要は次ページをご覧ください。)

公表された集計結果は、その他関連情報とあわせて経済産業省と環境省のホームページ(裏表紙参照)に掲載しておりますので、ご覧ください。

### 個別事業所ごとの排出量・移動量に関する情報

事業者が届け出た化学物質の排出量等に関する情報については、開示請求を行うことにより誰でも入手することができます。

開示対象となる情報は、事業者から届け出られた情報のうち個人情報等を除いたもので、主に、次の情報となります。

事業者(企業)、事業所(工場等)に関する情報(名称、所在地、業種等)

個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量に関する情報

・化学物質の名称

・大気への排出量

・公共用水域への排出量及び排出先の河川等の名称

・土壌への排出量

・事業所内の埋立処分量

・下水道への移動量

・事業所外への移動量 等

開示請求を行う場合は、「ファイル記録事項開示請求書」に請求対象等について明記のうえ、所定の手数料と併せてPRTR開示窓口に提出してください。

開示請求に必要な書類や詳細な情報については、経済産業省と環境省のホームページにて御案内しております。

#### 開示請求先・開示請求の手続方法等についてのお問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課

環境省環境保健部環境安全課

(裏表紙参照)

以下の各省においても、所管業種の事業所データについて開示請求を行うことができます。

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

国土交通省

防衛省

# 平成18年度PRTRデータ公表結果の概要

平成18年度に事業者が把握した排出量・移動量については、全国40,980の事業所から届出がありました。

この届出されたデータ(以下「届出排出量」という。)に、別途推計した届出対象外の排出量(以下「届出外排出量」

という。)の推計値を併せて集計し、平成20年2月22日に公表しました。

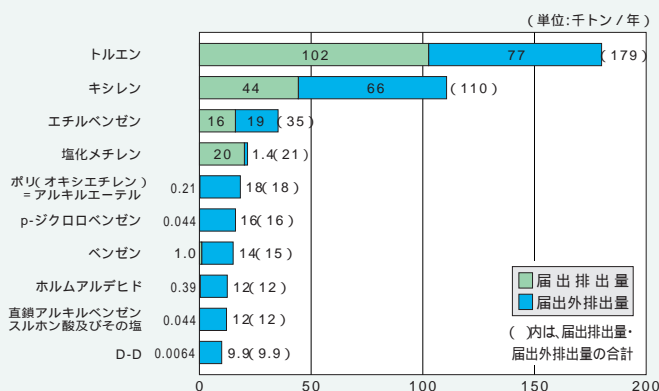
PRTRデータからわかることとして、以下にその一例を示します。

## どんな物質が排出されているのか

全物質の届出排出量と届出外排出量の合計は、56万トンで、環境への排出量が多かったのは、溶剤・合成原料等に用いられる トルエン(17.9万トン) キシレン(11万トン)及び エチルベンゼン(3.5万トン) 金属洗浄等に用いられる 塩化メチレン(2.1万トン) 洗浄剤等に用いられる ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(1.8万トン)などとなっています。

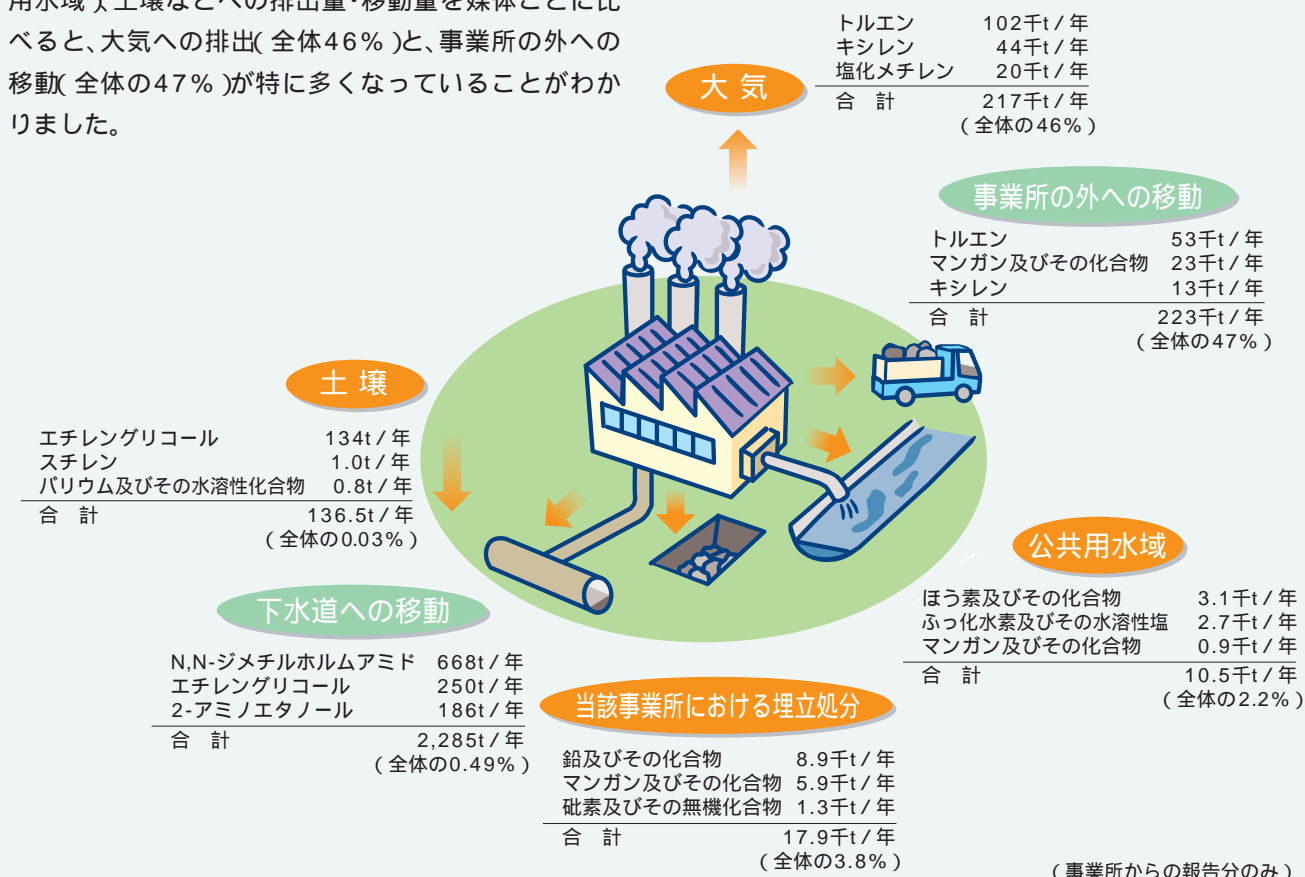
また、物質によって排出源は様々です。

届出排出量・届出外排出量上位10物質とその排出量



## どこへ排出されているのか

事業者からの届出について、大気、水(河川等の公共用水域)、土壌などへの排出量・移動量を媒体ごとにと比べると、大気への排出(全体46%)と、事業所の外への移動(全体の47%)が特に多くなっていることがわかりました。



さらにPRTRデータから、例えば下の表のように、業種別や都道府県別に、届出事業所数や排出媒体ごとの排出量・移動量をみることもできます。

平成18年度の業種別届出事業所数・排出量・移動量

業種名	届出数	排出量(kg/年) <sup>1</sup>					移動量(kg/年) <sup>2</sup>			排出量・移動量合計 <sup>3</sup>	割合(%)
		大気	水域	土壌	埋立	合計 <sup>3</sup>	廃棄物	下水道	合計 <sup>3</sup>		
金属鉱業	15	2	105,084	1,790	245	107,121	4,100	0	4,100	111,221	0.02%
原油・天然ガス鉱業	30	27,757	211,281	57	0	239,094	1,793	0	1,793	240,887	0.05%
製造業	13,053	212,695,469	5,617,336	666	17,908,723	236,222,194	215,316,548	2,225,549	217,542,096	453,764,290	96.38%
・食品製造業	263	431,170	23,700	0	0	454,870	402,336	49,595	451,931	906,801	0.19%
・飲料・たばこ・飼料製造業	88	130,740	68	1	0	130,809	243,121	0	243,121	373,930	0.08%
・繊維工業	211	4,856,472	631,708	0	0	5,488,180	3,027,350	567,648	3,594,998	9,083,178	1.93%
・衣服・その他の繊維製品製造業	39	107,165	21,779	0	0	128,944	389,180	3,501	392,681	521,625	0.11%
・木材・木製品製造業	230	2,473,916	18	180	0	2,474,113	192,058	95	192,153	2,666,266	0.57%
・家具・装備品製造業	106	1,140,730	175	0	0	1,140,905	347,939	75	348,015	1,488,919	0.32%
・パルプ・紙・紙加工品製造業	387	13,102,059	122,821	0	0	13,224,880	2,162,340	1,499	2,163,839	15,388,719	3.27%
・出版・印刷・同関連産業	396	13,727,160	12	0	0	13,727,172	4,268,773	16,285	4,285,058	18,012,230	3.83%
・化学工業	2,291	21,079,895	2,452,187	41	251,067	23,783,190	102,476,945	710,974	103,187,919	126,971,108	26.97%
・石油製品・石炭製品製造業	156	1,105,162	70,033	0	0	1,175,195	1,043,686	31,832	1,075,518	2,250,713	0.48%
・プラスチック製品製造業	1,028	32,170,702	50,457	1	0	32,221,159	13,076,756	317,597	13,394,352	45,615,512	9.69%
・ゴム製品製造業	311	9,688,240	38,200	102	0	9,726,543	2,173,313	4,457	2,177,770	11,904,313	2.53%
・なめし革・同製品・毛皮製造業	31	334,036	1,298	0	0	335,334	79,423	17,292	96,715	432,049	0.09%
・窯業・土石製品製造業	534	7,107,105	42,498	106	3,440	7,153,150	3,973,842	21,790	3,995,632	11,148,781	2.37%
・鉄鋼業	367	4,274,713	508,450	0	1,448,706	6,231,869	30,579,173	12,120	30,591,293	36,823,162	7.82%
・非鉄金属製造業	543	2,196,660	990,814	0	16,199,779	19,387,253	6,876,798	13,953	6,890,751	26,278,005	5.58%
・金属製品製造業	1,814	18,581,730	123,250	5	2,134	18,707,118	9,855,282	47,256	9,902,538	28,609,656	6.08%
・一般機械器具製造業	811	12,628,642	10,641	3	0	12,639,285	3,785,808	13,211	3,799,020	16,438,305	3.49%
・電気機械器具製造業	1,513	8,325,632	426,478	0	3,300	8,755,410	17,442,855	328,536	17,771,391	26,526,800	5.63%
・輸送用機械器具製造業	1,183	50,261,647	79,132	228	297	50,341,304	9,026,514	38,481	9,064,995	59,406,299	12.62%
・精密機械器具製造業	230	1,370,657	8,758	0	0	1,379,414	561,028	6,703	567,732	1,947,146	0.41%
・武器製造業	7	24,556	15	0	0	24,571	18,305	0	18,305	42,876	0.01%
・その他の製造業	514	7,576,681	14,845	0	0	7,591,526	3,313,722	22,650	3,336,372	10,927,898	2.32%
電気業	108	245,353	3,064	0	0	248,417	377,699	333	378,033	626,450	0.13%
ガス業	58	23,423	0	0	0	23,423	52,457	0	52,457	75,880	0.02%
熱供給業	28	57,530	0	0	0	57,530	17,300	9,114	26,414	83,944	0.02%
下水道業	1,884	0	4,168,252	0	0	4,168,252	55,068	3	55,070	4,223,322	0.90%
鉄道業	58	138,403	741	0	0	139,144	236,986	9,127	246,112	385,256	0.08%
倉庫業	126	635,000	12,017	0	0	647,017	51,364	0	51,364	698,381	0.15%
石油卸売業	532	440,765	0	0	0	440,765	7,657	0	7,657	448,422	0.10%
鉄スクラップ卸売業	21	276	0	0	0	276	130,540	0	130,540	130,816	0.03%
自動車卸売業	157	16,535	1,307	0	0	17,842	229,041	1,445	230,486	248,328	0.05%
燃料小売業	19,683	1,265,418	73,000	134,000	0	1,472,418	137,560	0	137,560	1,609,978	0.34%
洗濯業	140	326,999	5,901	0	0	332,900	518,746	2,768	521,514	854,414	0.18%
写真業	1	10,000	0	0	0	10,000	800	0	800	10,800	0.00%
自動車整備業	2,191	596,715	13,675	0	0	610,390	3,319,521	21,316	3,340,836	3,951,226	0.84%
機械修理業	54	152,932	280	0	0	153,212	127,095	3,900	130,995	284,207	0.06%
商品検査業	32	16,828	0	0	0	16,828	63,076	0	63,076	79,904	0.02%
計量証明業	33	13,615	0	0	0	13,615	100,772	0	100,772	114,387	0.02%
一般廃棄物処理業	1,927	378	94,842	8	3	95,230	22,877	473	23,350	118,580	0.03%
産業廃棄物処分業	540	26,553	239,290	3	319	266,165	1,589,009	4,190	1,593,199	1,859,364	0.39%
高等教育機関	104	46,690	4	0	0	46,694	312,316	4,309	316,626	363,319	0.08%
自然科学研究所	205	63,675	1,205	15	0	64,895	470,111	2,318	472,429	537,323	0.11%
全業種合計 <sup>3</sup>	40,980	216,800,313	10,547,279	136,539	17,909,291	245,393,421	223,142,435	2,284,844	225,427,279	470,820,700	100%
割合(%)		46.05%	2.24%	0.03%	3.80%	52.12%	47.39%	0.49%	47.88%	100%	

1 大気：大気への排出 水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分

2 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動 下水道：下水道への移動

3 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したものの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

平成18年度の都道府県別届出事業所数・排出量・移動量

都道府県	届出数	排出量(kg/年)					移動量(kg/年)			排出量・移動量合計 <sup>3</sup>	割合(%)
		大気	水域	土壌	埋立	合計 <sup>3</sup>	廃棄物	下水道	合計 <sup>3</sup>		
北海道	2,221	2,202,826	407,140	49,049	87	2,659,101	1,453,787	18,430	1,472,217	4,131,318	0.88%
青森県	472	301,517	204,806	85,000	3	591,326	492,533	98	492,631	1,083,957	0.23%
岩手県	562	1,928,007	75,046	6	0	2,003,059	1,257,822	28,158	1,285,979	3,289,038	0.70%
宮城県	880	1,528,657	63,591	15	386,773	1,979,036	2,291,291	20,534	2,311,825	4,290,861	0.91%
秋田県	560	1,107,857	137,690	0	9,228,730	10,474,277	1,668,979	107	1,669,086	12,143,362	2.58%
山形県	632	1,002,689	51,657	5	0	1,054,350	2,066,254	11,756	2,078,010	3,132,360	0.67%
福島県	1,128	5,406,206	1,036,704	8	2,332	6,445,250	10,050,343	684	10,051,027	16,496,277	3.50%
茨城県	1,162	10,585,275	140,547	0	6,173	10,731,995	10,499,981	414,346	10,914,327	21,646,322	4.60%
栃木県	878	7,961,820	92,882	1	0	8,054,703	4,039,742	12,084	4,051,825	12,106,528	2.57%
群馬県	825	6,803,074	111,139	95	0	6,914,309	4,808,335	14,390	4,822,725	11,737,033	2.49%
埼玉県	1,711	12,514,274	324,895	0	0	12,839,168	9,854,175	80,637	9,934,812	22,773,980	4.84%
千葉県	1,455	8,421,913	329,789	5	22,023	8,773,730	13,534,315	3,957	13,538,272	22,312,002	4.74%
東京都	1,473	2,394,897	459,699	51	144	2,854,791	2,855,079	61,680	2,916,759	5,771,550	1.23%
神奈川県	1,778	9,283,128	339,552	0	0	9,622,680	14,903,182	124,271	15,027,453	24,650,132	5.24%
新潟県	1,089	3,585,221	417,560	60	250,000	4,252,841	2,074,134	7,062	2,081,196	6,334,037	1.35%
富山県	639	2,404,248	165,926	0	0	2,570,174	4,842,342	4,009	4,846,352	7,416,526	1.58%
石川県	534	3,390,721	124,491	41	0	3,515,253	1,467,106	323,841	1,790,947	5,306,200	1.13%
福井県	423	2,868,702	453,682	0	0	3,322,383	5,493,217	61,974	5,555,191	8,877,574	1.89%
山梨県	386	2,042,394	16,560	0	0	2,058,954	946,617	29,176	975,793	3,034,747	0.64%
長野県	1,341	2,728,673	122,384	0	0	2,851,057	1,896,663	25,033	1,921,696	4,772,753	1.01%
岐阜県	951	6,957,137	119,975	0	891,451	7,968,563	3,491,371	28,502	3,519,873	11,488,437	2.44%
静岡県	1,646	17,499,670	282,417	1	0	17,782,088	7,797,950	22,223	7,820,173	25,602,261	5.44%
愛知県	2,517	17,303,616	487,175	6	4,627	17,795,424	15,735,967	76,937	15,812,904	33,608,328	7.14%
三重県	837	7,895,172	256,581	1	0	8,151,754	6,869,274	341	6,869,615	15,021,369	3.19%
滋賀県	651	5,080,336	29,353	13	0	5,109,703	6,053,781	26,996	6,080,777	11,190,479	2.38%
京都府	706	3,063,303	176,007	0	0	3,239,311	2,249,501	183,316	2,432,817	5,672,128	1.20%
大阪府	1,947	6,161,074	692,304	40	0	6,853,419	9,651,890	219,873	9,871,764	16,725,182	3.55%
兵庫県	1,852	8,605,309	465,670	0	253,212	9,324,191	14,262,437	63,969	14,326,406	23,650,597	5.02%
奈良県	386	1,137,261	13,531	0	0	1,150,792	670,680	300,372	971,052	2,121,844	0.45%
和歌山県	362	2,945,980	47,010	0	0	2,992,990	4,862,706	7,396	4,870,102	7,863,092	1.67%
鳥取県	319	931,421	3,943	0	0	935,363	341,270	7,550	348,820	1,284,183	0.27%
島根県	317	2,122,676	128,562	0	20,510	2,271,747	1,063,572	13	1,063,585	3,335,332	0.71%
岡山県	931	6,475,697	364,678	0	21,090	6,861,465	10,041,633	20,549	10,062,182	16,923,647	3.59%
広島県	1,004	8,095,522	315,095	95	2,721,318	11,132,030	5,251,836	39,375	5,291,212	16,423,242	3.49%
山口県	636	4,761,114	939,508	0	0	5,700,622	10,678,245	646	10,678,891	16,379,514	3.48%
徳島県	340	649,021	45,017	0	0	694,038	1,585,309	96	1,585,405	2,279,442	0.48%
香川県	417	6,229,283	58,949	3	740	6,288,975	1,869,758	4,417	1,874,175	8,163,150	1.73%
愛媛県	548	5,202,958	150,901	0	0	5,353,859	8,739,308	183	8,739,491	14,093,350	2.99%
高知県	211	485,668	19,897	68	0	505,633	266,553	700	267,253	772,886	0.16%
福岡県	1,434	7,193,793	318,590	0	77	7,512,460	6,381,004	12,425	6,393,429	13,905,889	2.95%
佐賀県	385	1,805,877	29,615	0	0	1,835,492	869,779	604	870,383	2,705,875	0.57%
長崎県	368	2,972,958	46,287	0	0	3,019,245	512,566	19,554	532,119	3,551,364	0.75%
熊本県	647	2,692,370	132,349	0	0	2,824,720	1,649,120	4,258	1,653,378	4,478,097	0.95%
大分県	379	1,218,658	81,731	120	0	1,300,509	3,351,668	483	3,352,150	4,652,659	0.99%
宮崎県	371	415,226	109,003	65	2,700,000	3,224,294	1,999,034	1,435	2,000,469	5,224,763	1.11%
鹿児島県	504	359,221	136,858	1,790	0	497,869	278,857	405	279,262	777,131	0.17%
沖縄県	165	77,896	20,538	0	1,400,000	1,498,434	121,470	0	121,470	1,619,904	0.34%
合計 <sup>3</sup>	40,980	216,800,313	10,547,279	136,539	17,909,291	245,393,421	223,142,435	2,284,844	225,427,279	470,820,700	100%
割合(%)		46.05%	2.24%	0.03%	3.80%	52.12%	47.39%	0.49%	47.88%	100%	

1 大気：大気への排出 水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分

2 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動 下水道：下水道への移動

3 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ(ダイオキシン類を除き小数点第1位まで)の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

各都道府県等のPRTR担当窓口一覧

自治体名	部 局 名	郵便番号	住 所	電話番号（内線）
北海道	環境生活部環境局環境保全課大気環境グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111(内24-264)
札幌市	環境局環境都市推進部環境対策課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882
青森県	環境生活部環境政策課環境保全グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9242
岩手県	環境生活部環境保全課環境調整担当	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5383
宮古市	市民生活部環境課	027-8501	宮古市新川町2-1	0193-62-2111(362)
遠野市	生活環境部環境課	028-0592	遠野市東館町8-12	0198-62-2111(322)
花巻市	市民生活部生活環境課	025-8601	花巻市花城町9-30	0198-24-2111
宮城県	環境生活部環境対策課環境安全班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2667
仙台市	環境局環境部環境対策課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-8221
秋田県	生活環境文化部環境あきた創造課環境管理室	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1602
山形県	文化環境部環境企画課環境保全室	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2338
福島県	生活環境部水・大気環境課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7261
茨城県	生活環境部環境対策課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2956
栃木県	環境森林部環境保全課大気環境担当	320-8501	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3188
宇都宮市	環境部環境保全課	320-8540	宇都宮市旭1丁目1-5	028-632-2408
群馬県	環境森林部環境保全課 大気保全係	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2837
埼玉県	環境部青空再生課有害化学物質担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2986
さいたま市	環境経済局環境部環境対策課大気騒音係	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1330
川越市	環境部環境保全課大気保全担当	350-8601	川越市元町1-3-1	049-224-5894
所沢市	環境クリーン部環境対策課化学物質グループ	359-8501	所沢市並木1-1-1	04-2998-9230
川口市	環境部環境保全課大気係	332-0001	川口市朝日4-21-33	048-228-5392
越谷市	環境経済部環境保全課大気水質係	343-8501	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号	048-963-9186
千葉県	環境生活部大気水質保全課大気・特殊公害指導室	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-3805
千葉市	環境局環境保全課環境規制課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5185
東京都	環境局環境改善部化学物質対策課企画係	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3503
神奈川県	環境農政部大気水質課化学物質対策班	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-4119
横浜市	環境創造局環境部全部環境管理課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2487
川崎市	環境局環境対策部企画指導課化学物質担当	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2532
新潟県	県民生活・環境部環境対策課環境保全担当	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5154
新潟市	環境部環境対策課水質係	951-8131	新潟市中央区白山浦1-425-9	025-226-1371
富山県	生活環境文化部環境保全課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3144
富山市	環境部環境保全課	930-8510	富山市新桜町7番38号	076-443-2086
石川県	環境部環境政策課規制指導グループ	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1463
福井県	安全環境部環境政策課環境管理審査室	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0303
山梨県	森林環境部大気水質保全課大気担当	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1510
長野県	生活環境部水大気環境課大気保全係	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7177
岐阜県	環境生活部地球環境課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111(内2698)
静岡県	県民部環境局生活環境室	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2258
静岡市	環境局環境創造部環境保全課大気担当	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1358
浜松市	環境部環境保全課	432-8550	浜松市中区鶴江二丁目11番2号	053-453-6170
愛知県	環境部環境活動推進課環境リスク対策グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6212
名古屋市中区	環境局地域環境対策部地域環境対策課有害化学物質対策係	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2677
豊橋市	環境部環境保全課	440-8501	豊橋市今橋町1	0532-51-2395
岡崎市	環境部環境保全課環境保全班	444-8601	岡崎市十王町2-9	0564-23-6194
豊田市	環境部環境保全課	471-8501	豊田市西町3-60	0565-34-6628
三重県	環境森林部地球温暖化対策室	514-8570	津市広明町13	059-224-2380
滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3451
京都府	文化環境部環境管理課指導担当	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-4707
京都市	環境局環境企画部環境指導課	604-8101	京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65	075-213-0928
大阪府	環境農林水産部環境管理室環境保全課PRTR担当	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目	06-6944-9247
兵庫県	健康生活部環境政策局環境影響評価課環境情報担当	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3276
神戸市	環境局環境評価共生推進室	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5312
奈良県	生活環境部環境政策課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8734
和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2688
鳥取県	生活環境部水・大気環境課	680-8570	鳥取市東町1丁目220	0857-26-7206
鳥根県	環境生活部環境政策課大気環境グループ	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5277
岡山市	生活環境部環境管理課化学物質対策班	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-7305
岡山市	環境局環境保全課	700-8544	岡山市大供1-1-1	086-803-1280
倉敷市	市民環境局環境部環境政策課	710-8565	倉敷市西中新田640	086-426-3391
新見市	市民生活部生活環境課	718-8501	新見市新見310-3	0867-72-6124
広島県	環境部環境対策局環境対策室	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2920
広島市	環境局工ネルギー・温暖化対策部環境保全課	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2692
福山市	経済環境局環境部環境保全課	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1072
山口県	環境生活部環境政策課大気・化学物質環境班	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3034
徳島県	県民環境部環境局環境管理課企画調査担当	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2271
香川県	環境森林部環境管理課大気保全・環境安全グループ	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3219
愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2345
高知県	文化環境部環境対策課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9686
福岡県	環境部環境保全課調査指導係	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3359
福岡市	環境局環境対策推進部環境保全課大気係	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-733-5386

自治体名	部局名	郵便番号	住所	電話番号(内線)
北九州市	環境局環境監視部環境保全課	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	093-582-2290
佐賀県	くらし環境本部環境課大気・水質担当	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7774
長崎県	環境部環境政策課アセス・監視班	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-895-2356
熊本県	環境生活部環境保全課大気・化学物質班	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2269
大分県	生活環境部環境保全課大気保全班	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3114
宮崎県	環境森林部環境管理課大気・化学物質担当	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7085
鹿児島県	環境生活部環境管理課環境管理係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2624
鹿児島市	環境局環境部環境保全課水質係	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-216-1298
沖縄県	文化環境部環境保全課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2236

都道府県等によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせ下さい。印のついた部局は、平成20年4月からの窓口です。

## 資料1「第一種指定化学物質リスト」

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第一種
1	-	亜鉛の水溶性化合物	
2	79-06-1	アクリルアミド	
3	79-10-7	アクリル酸	
4	140-88-5	アクリル酸エチル	
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	
6	96-33-3	アクリル酸メチル	
7	107-13-1	アクリロニトリル	
8	107-02-8	アクロレイン	
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	
10	111-69-3	アジボトリル	
11	75-07-0	アセトアルデヒド	
12	75-05-8	アセトニトリル	
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	
14	90-04-0	o-アニシジン	
15	62-53-3	アニリン	
16	141-43-5	2-アミノエタノール	
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-(トリフルオロメチル)スルフィニルピラゾール(別名フィプロニル)	
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	
20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル]酪酸(別名グルホシネート)	
21	591-27-5	m-アミノフェノール	
22	107-18-6	アリルアルコール	
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	
24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	
25	-	アンチモン及びその化合物	
26	1332-21-4	石綿	
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	
28	78-79-5	イソブレン	
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂[液状のものに限る。])	
31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデンビス(2,6-ジプロピル-4,1-フェニレン)オキシ)ジエタノール	
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	
33	13516-27-3	1,1'-(イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)	
34	76578-14-8	エチル=2[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キサロホップエチル)	
35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセテート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)	
36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)-sec-ブチルホスホリアミドチオアート(別名ブタミホス)	
37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)	
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	
40	100-41-4	エチルベンゼン	

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第一種
41	151-56-4	エチレンイミン	
42	75-21-8	エチレンオキシド	
43	107-21-1	エチレングリコール	
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	
46	107-15-3	エチレンジアミン	
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)	
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ(別名マンネブ)	
50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)	
54	106-89-8	エピクロロヒドリン	
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル	
58	111-87-5	1-オクタノール	
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	
60	-	カドミウム及びその化合物	
61	105-60-2	-カプロラクタム	
62	576-26-1	2,6-キシレノール	
63	1330-20-7	キシレン	
64	-	銀及びその水溶性化合物	
65	107-22-2	グリオキサール	
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	
67	1319-77-3	クレゾール	
68	-	クロム及び3価クロム化合物	
69	-	6価クロム化合物	
70	79-04-9	クロロアセチル=クロリド	
71	95-51-2	o-クロロアニリン	
72	106-47-8	p-クロロアニリン	
73	108-42-9	m-クロロアニリン	
74	75-00-3	クロロエタン	
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-, -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	
79	119446-68-3	1-((2-(2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル)-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	
80	79-11-8	クロロ酢酸	
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)	
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	

資料1「第一種指定化学物質リスト」

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第一種
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	
87	-	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	
89	95-49-8	0-クロロトルエン	
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダール(別名イミンコナゾール)	
93	108-90-7	クロロベンゼン	
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	
95	67-66-3	クロロホルム	
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	
98	96491-05-3	2-クロロ-N(3-メトキシ-2-チエニル)-2'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルコロール)	
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	
100	-	コバルト及びその化合物	
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート)	
102	108-05-4	酢酸ビニル	
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレンジグリコールモノメチルエーテルアセテート)	
104	90-02-8	サリチルアルデヒド	
105	102851-06-9	-シアノ-3-フェノキシベンジル=N(2-クロロ-, -トリフルオロ-p-トリル)D-パリナール(別名フルパリネート)	
106	51630-58-1	-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチレート(別名フェンパレレート)	
107	52315-07-8	-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート(別名シベルメトリン)	
108	-	無機シアン化合物 錯塩及びシアン酸塩を除く。	
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)スルホニル-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	
112	56-23-5	四塩化炭素	
113	123-91-1	1,4-ジオキサン	
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロビザミド)	
123	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	
125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ-, -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホニルアニリド(別名フルスルファミド)	
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)	
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HFC-141b)	
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)	
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第一種
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロペニル又はDBN)	
144	-	ジクロロベンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	
148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	
149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O'-ジメチル(別名チオメトン)	
150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	
151	298-04-4	ジチオリン酸O,O'-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)メチル(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	
152	2310-17-0	ジチオリン酸O,O'-ジエチル-S-(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾキサゾリニル)メチル(別名ホサロン)	
153	34643-46-4	ジチオリン酸O,O'-ジエチル-S-(2,4-ジクロロフェニル)-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	
154	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアアゾール-3-イル)メチル-O,O'-ジメチル(別名メチルダチオン又はDMTP)	
155	121-75-5	ジチオリン酸O,O'-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	
156	60-51-5	ジチオリン酸O,O'-ジメチル-S-(N-メチルカルバモイル)メチル(別名ジメトエート)	
157	25321-14-6	ジニトロトルエン	
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	
159	122-39-4	ジフェニルアミン	
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ペン[ <i>b</i> ]ピラニル(別名カルボスルファン)	
162	-	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチカルブ)	
166	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	
167	52-68-6	ジメチル=2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)	
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名バラコート又はバラコートジクロリド)	
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名エスプロカルブ)	
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)	
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	
173	2597-03-7	2-(ジメトキシホスフィノ)チオイルチオ-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)	
175	-	水銀及びその化合物	
176	-	有機スズ化合物	
177	100-42-5	スチレン	
178	-	セレン及びその化合物	
179	-	ダイオキシン類	
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアアジジン(別名ダゾメット)	
181	62-56-6	チオ尿素	
182	108-98-5	チオフェノール	
183	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	
184	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O'-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	
185	333-41-5	チオリン酸O,O'-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)メチル(別名ダイアジノン)	
186	119-12-0	チオリン酸O,O'-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)メチル(別名ピリダフェンチオン)	

政令番号	C A S	名称(和文)	特定第一種
187	13593-03-8	チオりん酸0,0-ジエチル-0-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	
188	2921-88-2	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	
189	18854-01-8	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	
190	97-17-6	チオりん酸0-2,4-ジクロロフェニル-0,0-ジエチル(別名ジクロロフェンチオン又はECP)	
191	2275-23-2	チオりん酸0,0-ジメチル-S-(2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル)(別名バミドチオン)	
192	122-14-5	チオりん酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	
193	55-38-9	チオりん酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	
194	5598-13-0	チオりん酸0-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-0,0-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	
195	41198-08-7	チオりん酸0-4-プロモ-2-クロロフェニル-0-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	
196	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	
197	1163-19-5	デカプロモジフェニルエーテル	
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシク[3.3.1.13.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	
201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	
205	100-21-0	テレフタル酸	
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	
207	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	
211	79-01-6	トリクロロエチレン	
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	
213	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名ケルセン又はジコホル)	
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリメチル-1H,3H,5H)トリオン	
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	
220	1582-09-8	2,4,6-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	
221	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール	
222	75-25-2	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	
225	95-53-4	o-トルイジン	
226	106-49-0	p-トルイジン	
227	108-88-3	トルエン	
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	
230	-	鉛及びその化合物	
231	7440-02-0	ニッケル	
232	-	ニッケル化合物	
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	
235	628-96-6	ニトログリコール	
236	55-63-0	ニトログリセリン	
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	
240	98-95-3	ニトロベンゼン	
241	75-15-0	二硫化炭素	
242	25154-52-3	ノルフェノール	
243	-	バリウム及びその水溶性化合物	
244	88-89-1	ピクリン酸	
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	

政令番号	C A S	名称(和文)	特定第一種
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)酸(別名オキシ銅又は有機銅)	
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロロフェンチジン)	
248	563-12-2	ビス(ジチオりん酸)S,S'-メチレン-0,0,0',0'-テトラエチル(別名エチオン)	
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	
252	-	砒素及びその無機化合物	
253	302-01-2	ヒドラジン	
254	123-31-9	ヒドロキノン	
255	100-40-3	4-ピニル-1-シクロヘキセン	
256	100-69-6	2-ピニルピリジン	
257	55179-31-2	1-(4-ピフェニル)オキシ-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ピテルタノール)	
258	110-85-0	ピベラジン	
259	110-86-1	ピリジン	
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	
261	96-09-3	フェニルオキシラン	
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	
265	156-43-4	p-フェネチジン	
266	108-95-2	フェノール	
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)	
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル	
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブプロフェジン)	
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ペノミル)	
277	122008-85-9	ブチル(R)2[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	
278	134098-61-6	tert-ブチル=4-[[[1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル]メチリデン]アミノオキシ]メチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィド(別名プロバリギット又はBPPS)	
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)ピリダジン(別名ピリダベン)	
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェノジド)	
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロビネブ)	
285	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	
286	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	
287	75-26-3	2-プロモプロパン	
288	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)	
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)	
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシク[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ペンソジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンソエピン)	
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	
293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
294	-	ベリリウム及びその化合物	
295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	
299	71-43-2	ベンゼン	

資料1「第一種指定化学物質リスト」

政令番号	C A S	名称(和文)	特定第一種
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセツト)	
302	82-68-8	ベンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	
303	87-86-5	ベンタクロロフェノール	
304	-	ほう素及びその化合物	
305	75-44-5	ホスゲン	
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	
307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル	
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル	
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	
311	-	マンガン及びその化合物	
312	85-44-9	無水フタル酸	
313	108-31-6	無水マレイン酸	
314	79-41-4	メタクリル酸	
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	
321	126-98-7	メタクリロニトリル	
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ビリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	
323	100-61-8	N-メチルアニリン	
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロポキシル又はPHC)	
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン(別名カルボフラン)	
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)	
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノカルブ又はBPMC)	

政令番号	C A S	名称(和文)	特定第一種
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名アミトラス)	
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]ピリジン-2-オン	
335	98-83-9	-メチルスチレン	
336	108-99-6	3-メチルピリジン	
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ビペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメビレート)	
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート)	
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ビリジル)-N-メチルチオカルバミン酸0-3-tert-ブチルフェニル(別名ビリブチカルブ)	
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g]1[1]ベンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)	
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	
345	68-11-1	メルカプト酢酸	
346	-	モリブデン及びその化合物	
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名クロルフェンピンホス又はCVP)	
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルピンホス)	
349	300-76-5	りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド又はBRP)	
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトボス)	
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	

## これまでの経緯と今後の予定

PRTR制度等を内容とした化学物質排出把握管理促進法(化管法)はその附則第三条により、施行後7年(平成19年3月)を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされています。これを受け、中央環境

審議会と産業構造審議会は平成19年2月から合同で審議会を開催し、化管法の施行状況に対する評価や課題の抽出を行うとともに、国際的な整合性に配慮しつつ、今後の方向性について検討を行い、中間とりまとめを行いました。

### 化管法見直し合同会合中間とりまとめ(概要)

#### 見直し検討の背景

施行後7年(平成19年3月)を経過した段階で、見直しを行う旨が規定

中環審と産構審の合同会合により、見直し審議

#### 化管法の役割と施行状況

事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進

PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり

MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着

現行の役割を維持することが適当

#### PRTR制度に関する課題と方向性

##### 【方向性1】

施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化

- 対象物質の見直し
- GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用
- 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討
- 建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討
- 届出事項の追加
- 廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加
- 排出量の把握手法や推計手法の改善
- 算出マニュアルの継続的改善を実施
- 未届出事業者に対する対応
- 悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

##### 【方向性2】

PRTRデータの多面的利用の促進

- 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更
- 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供
- 地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
- 事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

#### MSDS制度に関する課題と方向性

- 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用
- GHSとの整合に向けた対応の検討

#### 化学物質の自主管理に関する課題と方向性

- 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化
- 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化
- 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援
- 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

さらに化審法を中心に審議を行い、必要に応じて両法の一体的な改正を指向

今後は、化学物質管理に関連する主要な法律である「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」についても見直しの時期が近づいていることから、

更に化審法を中心に審議を行い、化学物質管理政策の新たな方向性を示し、必要に応じて化審法及び化管法の一体的な改正を目指しています。

# PRTR

## Pollutant Release and Transfer Register

届出期間は4月1日から6月30日までです。  
届出はお早めをお願いします。  
便利な電子届出をご利用ください。  
詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

### ● PRTRについてのご質問は下記まで

以下のホームページでは、PRTRのさらに詳しい紹介とPRTR排出量・移動量の把握・届出方法やQ&Aなどを掲載しておりますので、御活用ください。

各都道府県等のPRTR担当窓口(担当窓口一覧参照)

経済産業省製造産業局化学物質管理課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
Tel: 03-3501-1511(内線3694,3695), 03-3501-0080 Fax: 03-3580-6347  
E-mail: qqhbbf@meti.go.jp  
URL : [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

環境省環境保健部環境安全課・PRTR担当 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
Tel: 03-3581-3351(代表), 03-5521-8260 Fax: 03-3580-3596  
E-mail: ehs@env.go.jp  
URL : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

### ● 一般的なお問い合わせ(法の運用や解釈に関することは含みません)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構化学物質管理センター 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10  
Tel: 03-3481-1967 Fax: 03-3481-1959 E-mail: webmaster@prtr.nite.go.jp  
URL : <http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>

社団法人 環境情報科学センター 〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19  
Tel: 03-3265-4000 Fax: 03-3234-5407 E-mail: info@ceis.or.jp  
URL : <http://www.ceis.or.jp/>